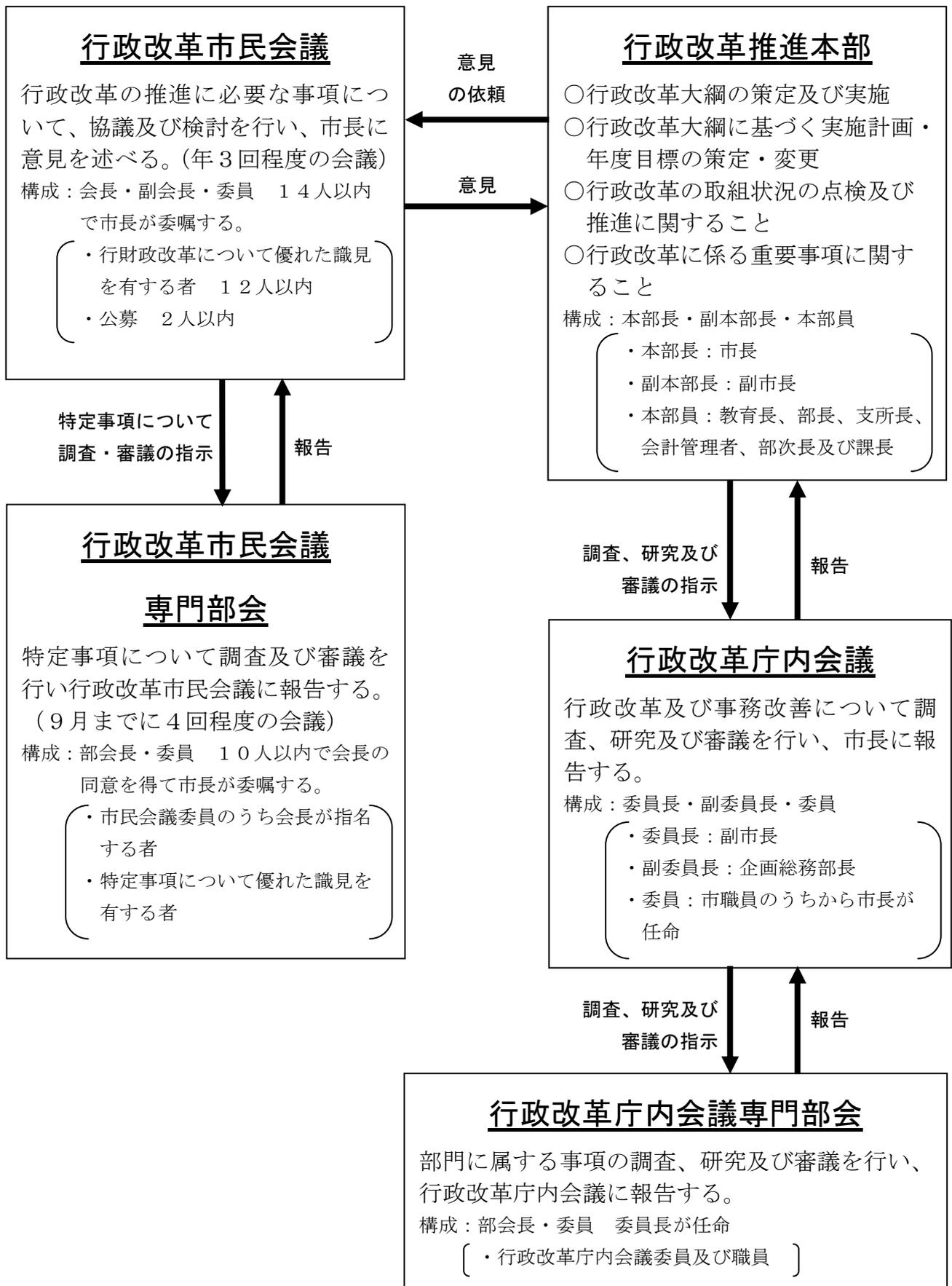


行政改革推進の体制



平成 25 年度行政改革庁内会議第 2 専門部会の検討結果について（抜粋）

1 類似施設の統合、廃止及び民営化について

類似施設の統廃合については、昨年度（平成 24 年度）、市が管理運営費を負担する公共施設のうち学校施設や生活基盤施設、建物が無い観光施設や体育施設を除く 49 施設について施設評価及び検討を行い、そのうちの 11 施設について、本年度（平成 25 年度）設置された「行政改革市民会議専門部会」において、今後の方向性について具体的な意見をいただくこととしている。

第 2 専門部会では、引き続き「類似事業は整理統合し、効率化を進める」との方針のもと「建物以外の施設」について研究し、その結果をまとめたので報告する。

(1) 評価する施設について

評価は「建物以外の施設」を対象とした。

なお、夜間照明施設のうち、総合運動公園、向山健民公園運動広場及びテニスコートについては、グラウンド又はテニスコートと一体として利用している施設であることから、併せて評価を行った。

施設分類	対象施設の名称	評価対象施設数
グラウンド・競技場	砺波総合運動公園（多目的競技場、野球・ソフトボール広場、サッカー・ラグビー広場）、砺波向山健民公園健民広場、高道グラウンド、中村グラウンド、弁財天スポーツ公園（弁財天野球場）、上和田緑地	8
陸上競技場	砺波市民総合運動場	1
野球場	砺波総合運動公園野球場	1
テニスコート	砺波向山健民公園テニスコート、鷹栖テニスコート、太田テニスコート、閑乗寺夢木香村テニスコート	4
プール	砺波総合運動公園温水プール、B & G 海洋センタープール、庄川プール	3
ゴルフ場	庄川パットゴルフ場	1
夜間照明施設	出町中学校運動場、庄西中学校運動場、般若中学校運動場、庄川中学校運動場、庄川中学校テニスコート	5
計		23

(2) 施設評価の結果

ア 施設評価の基準（8項目各4点満点）

項目	項目内容	概要
ア	施設の設置必要度	法的設置義務、公益性
イ	施設重複度	重複施設の有無、代用施設の有無
ウ	施設利用度	年間施設利用者数（利用団体数）
エ	費用対効果	施設利用者1人当たりの（市の）支出額
オ	機能性・利便性・安全性	利用者にとっての利便性の整備
カ	管理運営体制	管理運営にあたっている職員体制
キ	将来計画	将来的な改修計画の有無
ク	補正	設置目的、背景、歴史的価値

イ 評価結果

評価基準をもとに、それぞれの施設について施設評価を行った結果、各施設の点数は、以下のとおりとなった。

【8項目、32点満点で評価した施設】

施設名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	合計
砺波総合運動公園多目的競技場	2	0	4	1	4	2	0	1	14.0
砺波総合運動公園野球・ソフトボール広場	2	0	3	1	1	2	0	1	9.5
砺波総合運動公園サッカー・ラグビー広場	2	0	3	1	2	2	0	1	10.5
砺波向山健民公園健民広場	2	0	3	0	2	2	0	1	10.0
高道グラウンド	2	0	2	0	1	0	0	2	6.5
中村グラウンド	2	0	4	1	1	0	0	2	9.5
弁財天スポーツ公園（弁財天野球場）	2	0	1	2	0	0	0	1	6.0
上和田緑地	2	4	4	1	1	0	0	1	13.0
砺波市民総合運動場（陸上競技場）	2	2	4	2	2.5	1	4	0	17.5
砺波総合運動公園野球場	2	4	4	1	4	2	0	0	17.0
砺波向山健民公園テニスコート	1	0	1	2	2	2	0	0	8.0
鷹栖テニスコート	2	0	3	1	1	0	0	0	6.5
太田テニスコート	2	0	3	1	2	0	0	0	7.5
閑乗寺夢木香村テニスコート	1	0	3	3	2	1	0	0	10.0
砺波総合運動公園温水プール	2	0	4	1	4	2	0	0	12.5
B & G海洋センタープール	1	0	1	0	1	2	4	0	9.0
庄川プール	1	0	1	1	1	0	0	0	3.5
庄川パットゴルフ場	1	4	3	0	1	1	0	0	11.0

【5項目、20点満点で評価した施設】

施設名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	合計
出町中学校運動場夜間照明施設	2	0	3	2			0		7.0
庄西中学校運動場夜間照明施設	2	0	3	2			0		7.0
般若中学校運動場夜間照明施設	2	0	2	2			0		6.0
庄川中学校運動場夜間照明施設	2	0	2	0			0		4.0
庄川中学校テニスコート夜間照明施設	1	0	0	2			0		3.0

施設評価を行った結果、取得点数が8点（夜間照明施設は5点）に達していない施設については、行政評価を含めた検討を行うこととした。

なお、基準とした8点（夜間照明施設は5点）は、各項目の平均点が1点に満たない点数であることから、「いずれの評価も低い」又は「多くの評価が著しく低い」と判断できることから、一定の目安として設定したもの。

8点（夜間照明施設は5点）に達していない施設は、高道グラウンド、弁財天スポーツ公園（弁財天野球場）、鷹栖テニスコート、太田テニスコート、庄川プール、庄川中学校運動場夜間照明施設、庄川中学校テニスコート夜間照明施設の7施設であった。

(3) 行政評価について

行政評価は、事務事業を所管する担当係長及び所属長が、所管事務事業を一次評価した後に、複数の部局の職員で構成されたワーキンググループによる二次評価を行い、事業ごとに「維持」「改善」「廃止・休止」の3区分に評価したものである。

(4) 「施設評価」及び「行政評価」による検討結果

「施設評価」の結果、取得点数が8点（夜間照明施設は5点）に達していない施設を対象に、施設評価及び行政評価を基に部会で検討した。

なお、「行政評価」は平成24年度における施設管理等が適正であるかとの観点で評価していることに対し、当部会の検討結果は将来的な観点や他の類似施設との関係等を含めた検討を行っていることから、行政評価で「維持」の評価であったとしても、当部会における検討結果が、他に転用、廃止、統合等となる場合がある。

ア 高道グラウンド

所 在	砺波市高道 2 1 9 番地 1	
施設評価の結果	得点	6. 5
	特徴	重複度、費用対効果、運営体制、将来計画、補正が 0 点
行政評価の結果	維持	

<当部会における検討結果>

高道グラウンドは、となみチューリップフェア開催時には駐車場として利用されるなど、運動施設以外の目的で利用されることもあるが、利用者数又は利用団体数が少ない。また、借地のため、毎年賃借料の支払いが必要であるが、利用料に対して費用対効果が低い。

このことから、となみチューリップフェアを運営する公益財団法人砺波市花と緑の財団と協議を行うとともに、借地のため、地権者との協議が必要であるが、当該施設を他の用途の施設に転用又は他の施設に統合、廃止する方向で検討した。

イ 弁財天スポーツ公園（弁財天野球場）

所 在	砺波市庄川町庄地先	
施設評価の結果	得点	6. 0
	特徴	重複度、機能性・利便性・安全性、運営体制、将来計画が 0 点
行政評価の結果	維持	

<当部会における検討結果>

弁財天スポーツ公園（弁財天野球場）は、河川敷にあり、トイレや照明設備、駐車場などの固定物を設置することができないことから、施設の維持等の負担が少ない。

このことから、施設は維持するが、施設の維持等に係る経費以上の積極的な投資は行わない方向で検討した。

ウ 鷹栖テニスコート

所 在	砺波市鷹栖 1 1 番地 2	
施設評価の結果	得点	6. 5
	特徴	重複度、運営体制、将来計画、補正が 0 点

エ 太田テニスコート

所 在	砺波市太田 1 8 9 0 番地 2	
施設評価の結果	得点	7. 5
	特徴	重複度、運営体制、将来計画、補正が 0 点
上記 2 施設の 行政評価の結果	維持	

<当部会における検討結果>

学校施設である中学校テニスコートを除いたテニスコートは、市内に 4 施設あり、いずれの施設も評点数は低く、特に上記ウ、エの 2 施設は費用対効果が低く、8 点未満となった。

現在、出町中学校では、耐震改修事業のため、グラウンドに設置されていたテニスコートがなくなり、鷹栖テニスコート及び砺波市民総合運動公園（陸上競技場）内に仮設テニスコートを設けて、利用している。

このことから、将来の方向性については、教育委員会において、市内 4 施設のテニスコートだけでなく、各中学校のテニスコートの設置状況も含めて、施設を集中させ、機能や設備を高めるなどの方向で検討することが望ましい。

なお、施設の廃止を検討する場合は、その処分（売却など）についても併せて検討する必要がある。

オ 庄川プール

所 在	砺波市庄川町青島 3 8 2 1 番地	
施設評価の結果	得点	3. 5
	特徴	重複度、運営体制、将来計画、補正が 0 点
行政評価の結果	維持	

<当部会における検討結果>

庄川プールは、老朽化が著しい施設であり、施設の維持には多額の改修費用が必要と見込まれる。

また、小学校の夏休み期間中に児童を対象として利用されているが、同様に市内各小学校のプールでも夏休み期間中は利用されていることから、施設が重複していると言える。

夏休み期間中のみの利用に関わらず、プール監視員の賃金や電気料等の経費がかかるため、費用対効果が低い。

このことから、当該施設を廃止する方向で検討した。

カ 庄川中学校運動場夜間照明施設

所 在	砺波市庄川町青島 3 9 1 5 番地	
施設評価の結果	得点	4.0
	特徴	重複度、費用対効果、将来計画が0点

キ 庄川中学校テニスコート夜間照明施設

所 在	砺波市庄川町青島 3 9 4 1 番地	
施設評価の結果	得点	3.0
	特徴	重複度、利用度、将来計画が0点
上記2施設の 行政評価の結果	維持	

<当部会における検討結果>

今回、評価した夜間照明施設は5施設あり、いずれも中学校の運動場やテニスコートに併設されているが、学校施設としてではなく社会体育施設として設置されている。その中でも上記カ、キの2施設は利用度や費用対効果が低く、5点未満となった。

庄川中学校運動場夜間照明施設については、庄川地区には夜間使用できるグラウンド・競技場がないことから、利用度や費用対効果を高めるために運営方法を見直すなどの改善を図り、施設は維持する方向で検討した。

また、庄川中学校テニスコート夜間照明施設については、施設周辺の閑乗寺夢木香村テニスコート夜間照明施設と重複することから、将来的にいずれかを廃止することも検討する必要があるが、市内テニスコートの設置状況に強い関連性があることから、その検討と併せて検討する必要がある。

平成 26 年度行政改革庁内会議専門部会の検討事項

第 1 専門部会（行政組織・人材育成）

1 方針

組織の簡素化、市民に分かりやすい行政組織を目指すとともに、職員の育成を進める。

2 平成 26 年度の課題・検討事項

- (1) 効率的な組織の検討
- (2) 職員提案事項（人事・組織に関する提案）
- (3) 定員適正化計画に基づく削減状況の検証

第 2 専門部会（事務事業の整理・効率化）

1 方針

類似事業は整理するとともに、効率化を進める。

2 平成 26 年度の課題・検討事項

- (1) 使用料等の見直しの検討
- (2) 効率的な契約方法の検討

第 3 専門部会（事務改善）

1 方針

職員提案による改革・事務改善を検討する。

2 平成 26 年度の課題・検討事項

- (1) 行政改革提案
- (2) 事務改善提案
- (3) 新たな連携サービスの提案（本年度課題提案①）
- (4) 新たな受益者負担の検討（本年度課題提案②）

平成25年度に実施した行政改革・事務改善事項(実績報告)

1 市民との協働による市政の推進

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 市民参画・協働の仕組みづくり	(新規) 自治振興会 連携推進員の派遣	<p>総務課</p> <p>平成25年4月から、地区の様々な課題や情報を的確に把握し、協働のまちづくりの推進を図るとともに、職員の住民対応に関する研修の場とするため、自治振興会連絡推進員を各地区の自治振興会の会議等に派遣した。</p> <p><u>平成25年度派遣実績(延べ) 136日 301人</u></p>
	防災士の養成 (継続)	<p>総務課</p> <p>自主防災組織の強化と地域住民の防災意識の向上等を図るため、市内全地区に防災士が所在するよう平成24年度から3か年で66名を養成する。</p> <p><u>平成24年度実績 11人防災士資格取得</u> <u>平成25年度実績 32人防災士資格取得</u></p>

2 公正で透明な市政運営

実施項目	取組事項	取組状況						
(1) 広報広聴機能の充実	(新規) 情報発信担当者の配置	<p>企画調整課</p> <p>平成25年6月から、砺波市を積極的にPRするとともに、タイムリーな情報発信の更なる推進を図るため、報道発表マニュアルを作成し、各部署に情報発信担当者を配置した。</p>						
(3) 財務情報のわかりやすい公表	(新規) 低入札調査基準 価格の事後公表の実施	<p>財政課</p> <p>低入札調査基準価格について、入札の透明性・公平性等の観点から、入札結果に併せた事後公表を実施した。</p>						
(4) 行政評価の実施	行政評価の実施 (継続)	<p>総務課・企画調整課・財政課</p> <p>引き続き、全ての事務事業を対象に行政評価を実施した。担当者以外からの視点による二次評価を実施し、公表することで、市政の透明性を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算への反映を図った。</p> <p>平成25年度実績</p> <p>■評価結果 一次評価数 273事業、二次評価数 99事業</p> <p>■二次評価の結果</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">維持することとしたもの</td> <td style="text-align: right;">49事業</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">改善することが適当なもの</td> <td style="text-align: right;">44事業</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">廃止又は休止することが適当なもの</td> <td style="text-align: right;">6事業</td> </tr> </table>	維持することとしたもの	49事業	改善することが適当なもの	44事業	廃止又は休止することが適当なもの	6事業
維持することとしたもの	49事業							
改善することが適当なもの	44事業							
廃止又は休止することが適当なもの	6事業							

3 事務・事業の見直し

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 事務・事業の 整理合理化	(新規) 国内交流事業奨励 金制度の統合	<u>企画調整課</u> 姉妹都市のむかわ町との交流奨励金を「砺波市市民交流支援事業補助金」に平成25年度から統合し、事務手続きの効率化を図った。
	(新規) 防災物品の配置	<u>総務課・上下水道課・教育総務課・こども課</u> 災害時に対応するため、衛生用品の備蓄を行った。また、応急給水の充実を図るため、加圧式給水タンク車一台を導入した。 防災本部用の飲料水(1.5L×240本)及び発電機(1台)を平成25年度中に整備した。 子どもたちの安全を確保するため、非常用の多機能ラジオを小・中学校、幼稚園、保育所、児童館及び放課後児童クラブ(計47カ所)に配備した。
	(新規) 類似施設の統廃合 及び民営化につい て	<u>総務課</u> 公共施設の適正配置について有識者や市民等から具体的な意見をいただくため、行政改革市民会議に専門部会を設置し、市民会議から報告書の提出を受けた。 また、平成26年度から庄川若者の館、庄川まちかどギャラリー蔵を市が管理運営しないこととし、庄川民芸館を収蔵庫として活用することを決定した。
	(新規) 類似施設の統廃合 及び連携強化	<u>総務課</u> 類似施設の統廃合、職員の適正配置及び簡素な行政組織を推進するため、職業能力開発センターと働く婦人の家(となみ野サロン及び庄川いきいき館)を統合し「砺波まなび交流館」とした。
	(新規) ヘルパーステー ションの再編	<u>高齢介護課</u> 市街地の介護サービス基盤の充実を受け、市直営ホームヘルプ事業所を平成26年度当初から3拠点(1拠点減)に再編のうえ、運営強化を図った。
	(新規) 工事等成績評定の 見直し	<u>検査課</u> 工事等成績評定を導入し5年が経過したことから、その実績を検証し、公共工事総合評価方式の基礎項目となる成績評定項目の見直しを図った。 新評定表は平成26年4月から運用する。
	(新規) 給食調理方式の 変更	<u>給食センター</u> 平成25年4月から、市内小中学校給食の一元化を図るため、庄川小学校の給食調理を、これまでの自校方式から共同調理方式(給食センター方式)に変更した。

実施項目	取組事項	取組状況									
(1) 事務・事業の 整理合理化	(新規) 結核診断の実施	<p>健康センター</p> <p>休日検診と夕方検診を各1回実施、また胃がんと結核・肺がんの同時検診を3地区から4地区(増:種田地区)に増やして実施し、受診しやすい環境整備を行った。</p> <p>(同時実施追加地区)</p> <table border="1"> <tr> <td>種田地区受診率</td> <td>H24年度</td> <td>H25年度</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>18.0 %</td> <td>23.8 %</td> </tr> <tr> <td>結核・肺がん</td> <td>51.9 %</td> <td>55.7 %</td> </tr> </table>	種田地区受診率	H24年度	H25年度	胃がん	18.0 %	23.8 %	結核・肺がん	51.9 %	55.7 %
	種田地区受診率	H24年度	H25年度								
	胃がん	18.0 %	23.8 %								
	結核・肺がん	51.9 %	55.7 %								
(新規) 戸籍副本データ システムの構築	<p>市民課</p> <p>戸籍総合システムにおいて、戸籍副本データ管理システムを構築した。</p> <p>これにより、戸籍副本作成が毎日データ更新され、大災害の際等に戸籍データの消失を防ぐことが可能となった。</p>										
(新規) 図書館サービス 拠点の拡大	<p>図書館</p> <p>平成25年10月から、JR城端線砺波駅構内のコミュニティプラザと観光案内所に、図書取次ぎサービス拠点を設け、貸出・返却の利便性の向上を図った。</p>										
公用車の一元管理 の推進 (継続)	<p>総務課</p> <p>引き続き、公用車共用車制度の台数を増やし、一元管理に向けた取組を進めるとともに、買替えの際には台数の削減の可否を検討し、買替える場合は、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図った。</p> <p>平成25年度導入実績 軽自動車4台 ハイブリッド車1台</p>										
(2) 補助金等の 適正化	<p>各種補助金の見直しによる削減 (継続)</p> <p>財政課・各課</p> <p>引き続き、各種補助金等について必要性や効果等の見直しを行い、不必要な補助金の廃止や補助率等の見直しにより削減を図った。また、平成24年度から導入した団体運営補助金を中心とした繰越金等の状況に基づく縮減ルールを継続した。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成25年度負担金削減額</td> <td>952千円</td> </tr> <tr> <td>縮減ルールに基づく補助金削減額</td> <td>95千円</td> </tr> </table>	平成25年度負担金削減額	952千円	縮減ルールに基づく補助金削減額	95千円						
平成25年度負担金削減額	952千円										
縮減ルールに基づく補助金削減額	95千円										
(3) 民間機能の 活用	<p>指定管理者制度の 積極的、計画的な 活用 (継続)</p> <p>商工観光課・地域振興課</p> <p>庄川水記念公園の効率的な管理・運営を図るため、指定管理について平成26年度以降は公園部分と建物部分を一体として指定することとした。</p> <p>各課</p> <p>平成25年度で指定管理期間が終了する48施設についてあらたに指定管理者を選定し、平成26年度以降の指定管理者を指定した。</p>										

実施項目	取組事項	取組状況
(4) 環境と共生する行政運営の推進	(新規) 施設の屋外照明灯等のLED化	<u>生活環境課</u> 環境に配慮した低炭素社会への寄与及び更なる消費電力の削減を図るため、施設等の屋外照明や街路灯のLED化の調査事業を完了し、37基の取替えを行った。
	(新規) 不燃ごみ及び小型家電引取サイズの見直し	<u>生活環境課</u> ごみの資源化を一層進めるため、不燃ごみ及び小型家電の収集サイズを重さ20kg以下、かつおおむね50cm角以下に緩和した。
	地球温暖化防止砺波市役所実行計画の策定 (継続)	<u>生活環境課</u> 第2期計画を策定し、平成29年度までに市役所各部署における温室効果ガスの排出量を更に1%削減することとした。
	(新規) 学校施設への太陽光発電設備の設置	<u>学校建設室</u> 環境に配慮した学校施設(エコスクール)づくりのため、太陽光発電設備(20kW)を設置した。(出町中)

4 人材育成と職員の意識改革

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 人材の育成・確保	新たな人事評価システムの導入 (継続)	<u>総務課</u> 引き続き、評価内容や運用について改良点を検討し、評価者の人事評価における公平性と客観性の高い評価システムとなるよう評価研修を実施した。
	職員の資質向上を目的とした研修の実施 (継続)	<u>総務課</u> 職員の資質向上を目的とし、平成25年度中に全職員を対象に防災研修を実施した。 また、クレーム・ハードクレーム研修、成長力向上研修、指導力研修等を計画的に実施した。
(2) 職員の意識改革の推進	(新規) 改革・事務改善提案表彰制度の創設	<u>総務課</u> 平成25年5月から、行政改革意識の醸成及び職員の勤務意欲を高めるため、職員提案に対し表彰制度を設け、優秀な提案に対し、表彰を行った。

5 定員管理と組織機構の適正化

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 定員管理の適正化	採用の抑制による職員数の適正化 (継続)	<u>総務課</u> 定員適正化計画に基づき職員数を削減した。 <u>削減数(平成25年4月まで対前年比) 10人※病院除く</u>
(2) 組織機構の見直し	(新規) 危機管理担当部署の新設	<u>総務課</u> 平成25年4月から、防災対策及び危機管理に加えて、空き家対策に対応するため、総務課内に危機管理係を新設した。

実施項目	取組事項	取組状況
(2) 組織機構の見直し	(新規) 系の統合	<u>総務課</u> 平成25年4月から、定員適正化に基づく職員数の減員に対応するため、企画調整課の広報統計係と市民協働・ボランティア支援係を統合し広報協働係に、庄川健康プラザの管理係を健康推進係に統合した。

6 財政構造の健全化

実施項目	取組事項	取組状況
(2) 市税、使用料等の確保	(新規) 確定申告相談時の税理士の配置	<u>税務課</u> 確定申告相談における対応の向上と充実を図るため、確定申告全期間中に税理士を配置した。 <u>平成25年度実績 税理士延べ 28人</u>
	(新規) 砺波駅自由通路掲示板利用者の範囲拡大と使用料の徴収	<u>土木課</u> 自主財源の確保と自由通路掲示板の利用のニーズに応えるため、砺波駅自由通路掲示板利用者の範囲を拡大するとともに、平成26年4月から、掲示板使用料を徴収することとした。
	(新規) 都市計画図販売価格の見直し	<u>都市整備課</u> 平成25年5月から、受益者負担の公平性を保つため、都市計画図の販売価格の見直しを行った。 <u>平成25年度実績 56千円増</u>
	(新規) 体育施設の使用料金制の見直し	<u>生涯学習・スポーツ課</u> 指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすい環境を整え、市民サービスの向上と行政コストの縮減、市及び指定管理者の事務の効率化を図るため、平成26年度から利用料金制を有料社会体育施設において導入する条例改正を行った。
	(新規) 市主催事業の受講料の見直し	<u>勤労青少年ホーム</u> 平成25年4月から、受益者負担の公平性を保つため、講座受講料の見直し、料金統一を図った。
(3) 保有財産の有効活用	未利用地等の有効活用 (継続)	<u>財政課</u> 未利用の市有地等について、売却処分等の有効活用を引き続き推進する。 <u>平成25年度実績 5件 6,185千円</u>
(5) 公営企業等の経営健全化	(新規) 企業会計への移行	<u>上下水道課</u> 平成28年度にむけて、下水道事業特別会計を企業会計へ移行するため、基本方針の策定や財産台帳の整備等を進めた。
(7) 経常経費の削減	(新規) 加除式例規集の廃止	<u>総務課</u> 平成25年4月から、例規及び法令をインターネットやグループウェアにより閲覧することが可能となったことから、加除式例規集を廃止した。 <u>平成25年度節減額 454千円</u>

実施項目	取組事項	取組状況
(7) 経常経費の削減	(新規) 国民健康保険データベースシステムの活用	<u>市民課</u> 地域の状況を的確に把握し重点課題を明確にすることにより将来の医療費を減少させるため、医療・検診・介護が連携した分析が行える国民健康保険データベースシステム(KDB)を導入し、市民課及び健康センターのパソコン本体の入替えを行った。(平成26年7月から運用を開始する。)
	(新規) 施設の省エネ化	<u>学校建設室</u> 学校施設に使用する照明設備について高寿命の器具を使用するとともに、暖房方式については、ボイラーから深夜電力使用の蓄熱暖房に変更した。(出町中)
	複数年契約による経費の削減 (継続)	<u>教育総務課</u> スクールバスの運行業務契約において、単年度契約から複数年契約の実施に伴い、経費を削減した。 <u>平成25年度削減額 682千円</u>

7 電子自治体の推進

実施項目	取組事項	取組状況
電子自治体の推進	(新規) どこでもWi-Fiの推進	<u>総務課</u> 平成24年度から実施している市の公共施設5か所(砺波市役所、庄川支所、砺波駅、道の駅砺波、庄川水記念公園)のWi-Fiフリースポット実証実験を4月から本稼働させた。 公共施設35カ所にWi-Fiスポット(TSTユーザー限定)を増設し、このうち5カ所については、1月からWi-Fiフリースポットとして稼働させた。

平成26年度に実施を予定している行政改革・事務改善事項

1 市民との協働による市政の推進

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 市民参加・協働 の仕組みづくり	(新規) 建設機械技能 講習会参加費 の補助	土木課 地域ぐるみ除排雪を推進するに当たり、オペレーター育成・確保のため技能講習会参加費の1/2を補助する。 (10名程度)
	自治振興会 連携推進員の派遣 (継続)	総務課 引き続き、地区の様々な課題や情報を的確に把握し、協働のまちづくりの推進を図るとともに、職員の住民対応に関する研修の場とするため、自治振興会連絡推進員を各地区の自治振興会の会議等に派遣する。
	防災士の養成 (継続)	総務課 自主防災組織の強化と地域住民の防災意識の向上等を図るため、市内全地区に防災士が所在するよう平成24年度から3か年で66名を養成する。 <u>平成24年度実績 11人防災士資格取得</u> <u>平成25年度実績 32人防災士資格取得</u> <u>平成26年度 23人防災士資格取得予定</u>

2 公正で透明な市政運営

実施項目	取組事項	取組状況
(4) 行政評価の 実施	行政評価の実施 (継続)	総務課・企画調整課・財政課 引き続き、全ての事務事業を対象に行政評価を実施する。担当者以外からの視点による二次評価を実施し、公表することで、市政の透明性を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算への反映を図る。

3 事務・事業の見直し

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 事務・事業の整 理合理化	(新規) 国際ふれあいフェ スタ inTONAM Iへの支援	企画調整課 市内在住外国人との交流を目的に開催してきた本事業は、目的が十分に達せられていることから、委託料(150千円)を補助金(80千円)に振替、自主事業に対して支援することとした。 平成27年度に補助金を廃止予定。
	(新規) 加除式法規の廃止	図書館 加除式法規書籍をデータベースシステム使用に替え、利用者の法規情報調べを支援し、加除式法規は廃止する。
	(新規) 契約書の省略がで きる金額の見直し	財政課 契約書の省略できる金額(現在30万円を超えない額)について、事務処理の効率化により、着手から完了支払期日までの短縮を図るため、金額の引上げについて、調査・検討を行う。

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 事務・事業の整理合理化	(新規) 敬老祝い事業の見直し	<u>社会福祉課</u> 敬老祝い（満100歳のお祝い）対象者へ贈呈する記念品について、平成26年度より砺波ブランド認定商品の一部を取り入れたところであるが、どのような記念品が相応しく、また、喜んでもらえるのか等について、他課や他市の状況・予算も参考にしながら、事業の見直しを行う。
	(新規) 砺波散村地域研究所の移転	<u>散村地域研究所</u> 散村（散居村）に関する情報の共有によりタイムリーな情報発信を実施し、散村に関する質の高い事業を連携して展開するため、散村地域研究所をとなみ散居村ミュージアム内に移転した。
	類似施設の統廃合等について (継続)	<u>総務課</u> 公共施設の適正配置について有識者や市民等から具体的な意見をいただくため、行政改革市民会議に専門部会を設置する。 今年度は建物以外の施設について検討する。
	公用車の一元管理の推進 (継続)	<u>総務課</u> 引き続き、公用車共用車制度の台数を増やし、一元管理に向けた取組を進めるとともに、買替えの際には台数の削減の可否を検討し、買替える場合は、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。
(2) 補助金等の適正化	各種補助金の見直しによる削減 (継続)	<u>財政課・各課</u> 引き続き、各種補助金等について必要性や効果等の見直しを行い、不必要な補助金の廃止や補助率等の見直しにより削減を図る。また、平成24年度から導入した団体運営補助金を中心とした繰越金等の状況に基づく縮減ルールを継続する。
(4) 環境と共生する行政運営の推進	(新規) 緑のカーテンコンテスト	<u>生活環境課</u> 「緑のカーテン」設置に要する経費補助を終了し、「緑のカーテン」について優秀な取組を表彰して、設置促進による省エネの取組みを進める。
	(新規) 防犯灯のLED化	<u>生活環境課</u> 防犯灯のLED化に対し補助することにより、LED化の推進と消費電力の削減を図る。
	不燃ごみ及び小型家電引取サイズの見直し (継続)	<u>生活環境課</u> ごみの資源化を一層進めるため、不燃ごみ及び小型家電の収集サイズを重さ20kg以下、かつおおむね50cm角以下に緩和した。
	地球温暖化防止砺波市役所実行計画推進 (継続)	<u>生活環境課</u> 第2期計画に基づき、平成29年度までに市役所各部署における温室効果ガスの排出量を更に1%削減する。
	学校施設への太陽光発電設備の設置 (継続)	<u>学校建設室</u> 環境に配慮した学校施設づくりのため、太陽光発電設備(20kW)を設置する(庄川小、庄南小、庄東小)

4 人材育成と職員の意識改革

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 人材の育成・ 確保	新たな人事評価 システムの導入 (継続)	総務課 引き続き、評価内容や運用について改良点を検討し、評価者の人事評価における公平性と客観性の高い評価システムとなるよう評価研修を実施する。
	職員の資質向上を 目的とした研修の 実施 (継続)	総務課 引き続き、職員の資質向上等を目的とし、計画的に研修を実施する。 また、職員の自発的な取組を支援する研修制度を設け、職員の更なる意識向上を図る。

5 定員管理と組織機構の適正化

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 定員管理の適 正化	採用の抑制による 職員数の適正化 (継続)	総務課 定員適正化計画に基づき職員数を削減する。 <u>削減数(平成26年4月まで対前年比) 4人※病院除く</u>

6 財政構造の健全化

実施項目	取組事項	取組状況
(3) 保有財産の有 効活用	未利用地等の有効 活用 (継続)	財政課 未利用の市有地等について売却処分等の有効活用を引き続き推進する。
(5) 公営企業等の 経営健全化	企業会計への移行 (継続)	上下水道課 引き続き、平成28年度にむけて、下水道事業特別会計を企業会計へ移行するため、財務会計及び固定資産台帳の整備を進める。
(7) 経常経費の削 減	(新規) 複数年契約更新に よる経費の節減	給食センター 調理・洗浄等業務委託の複数年契約の更新にあたり、人員配置や業務内容を見直し、新しい基準で業者の選定を行った。
	施設の省エネ化 (継続)	学校建設室 学校施設に使用する照明設備について高寿命の器具を使用するとともに、暖房方式については、ボイラーから深夜電力使用の蓄熱暖房に変更する。(庄川小、庄南小、庄東小)
	小学生のフッ化物 洗口時のマイコッ プ利用 (継続)	健康センター 紙コップを使用し実施していたフッ化物洗口をマイコップ使用に変更し、省資源化と経費削減を図る。H25は幼稚園・保育所にて実施。H26からは小学校1年生から順次進めていく。

7 電子自治体の推進

実施項目	取組事項	取組状況
電子自治体の 推進	(新規) 避難所への無線 LAN環境の整備	<p>総務課</p> <p>災害時における情報通信手段を確保するため、避難所に無線LAN環境を整備し、インターネット回線による住民の情報収集を助けるとともに、行政からの災害情報をより迅速に配信できる環境を目指す。</p>
	どこでも Wi-Fi の 推進 (継続)	<p>総務課</p> <p>インターネット環境の整備推進を図るため、公共施設30か所のWi-FiスポットをWi-Fiフリースポットとして稼働させる。</p>

砺波市行政改革推進計画

平成 23 年度～平成 27 年度

【フォローアップ版】

平成 26 年 7 月

砺波市

1 市民との協働による市政の推進

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課			
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
1	市民との協働による男女共同参画の推進	平成22年度に策定した「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」に基づき、男女共同参画の推進を図るとともに、市民協働による啓発活動や調査、研究を行う。	砺波市男女共同参画市民委員会を開催し、市民の意見を取り入れた施策を行うなど、市民協働で推進することにより、効果的な啓発活動を実施することができる。	平成22年度に策定した「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」に基づき、男女共同参画の推進を図った。 まちづくり協働事業において、「イクメン・カジダン」写真・川柳募集やマタニティマークの設置など市民協働による啓発活動を行った。	平成22年度に策定した「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」に基づき、男女共同参画の推進を図った。 まちづくり協働事業において、中学生を対象にした「DV防止セミナー」の開催、ワーク・ライフ・バランス推進企業調査・表彰、男女共同参画パネルディスカッションなど市民協働による啓発活動を行った。		砺波市男女共同参画市民委員会の開催						企画調整課	
							砺波市男女共同参画推進計画（第二次）の実施							
								砺波市男女共同参画推進計画（第三次）の策定						
2	自主防災組織に対する支援及び防災士の育成	自主防災組織の強化と地域住民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織に対し活動に必要な資機材を整備するための支援と、防火訓練や啓発等の活動に対する支援を行うとともに、市内全地区で3年間の計画で「防災士」を養成する。	自主防災組織の強化と地域住民の防災意識の向上が一層図られる。 ■防災士資格取得人数を平成24年度の30人から平成29年度には100人となることを目標とする。	自主防災組織に対し活動に必要な資機材を整備するための支援と、防火訓練や啓発等の活動に対する支援を行った。 また、市内全地区に防災士が所在するよう「防災士」養成に対する支援を10月に実施した。 平成25年3月末 ■活動補助 29件 290千円 ■防災士養成支援 11件 671千円	自主防災組織に対し、防火訓練や啓発等の活動に対する支援を行った。 防災士の養成が平成26年度までとなったため、当初の計画人数を前倒しし、今年度32名の養成を支援した。 平成26年3月末 ■活動補助 31件 310千円 ■防災士養成支援 32件 2008千円		自主防災組織に対する支援（平成22年度、23年度の2か年）							総務課
								防災士養成のための調査・検討						
								防災士の養成（平成26年度まで計66人）						

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課			
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
3	ボランティアポイント制の実施	ボランティア活動の促進を図るため、観光や生涯学習等にも対象を広げるなど、ボランティアポイント制「レッツ！ボランティアとなみ」を本格実施し、ボランティアの推進を図る。	市民のボランティア活動の意識の高揚並びに、ボランティア活動の推進と地域福祉の向上が図られる。 ■ボランティアセンター登録人数を、平成22年度の4,766人から、平成28年度には6,000人となること、また、NPO法人については平成22年度の11団体から平成28年度には15団体となることを目標とする。	ボランティア活動の定着に向け、引き続きボランティアポイント制「レッツ！ボランティアとなみ」を実施した。 また、ボランティアポイントの交換メニューを拡大するなど見直しを行った。 平成25年3月末 ■ボランティアセンター登録人数 4,479人、NPO法人 11団体	ボランティア活動の定着に向け、引き続きボランティアポイント制「レッツ！ボランティアとなみ」を実施した。 平成26年3月末 ■ボランティアセンター登録人数 4,419人、NPO法人 12団体		ボランティアポイント制の試行						企画調整課 社会福祉課	
								ボランティアポイント制の本格実施						
								ボランティアポイント制の検証						

(3) 審議会等の見直し・活性化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課		
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
4	審議会等への女性委員の積極的な登用	男女共同参画の推進を図るため、砺波市男女共同参画市民委員会を年1回開催し、市の審議会等における女性委員の割合の向上について進行管理や評価を行う。	審議会等の活性化が図られる。 ■市の審議会等における女性委員の割合を、平成21年度の21.2%から平成27年度には30%とすることを目標とする。	平成24年4月の「男女共同参画庁内企画推進会議」において、市の審議会等における女性の割合等を説明し、女性委員の登用促進を依頼した。	平成25年4月の「男女共同参画庁内企画推進会議」において、市の審議会等における女性の割合等を説明し、女性委員の登用促進を依頼した。		市の審議会等における女性委員の割合の向上						企画調整課
5	審議会等への公募委員の登用	幅広く市民の意見を反映するため、審議会等への公募委員の登用の拡大を図る。	幅広く市民の意見が反映されるとともに、審議会等の活性化が図られる。	各事業所管課に対し、公募委員登用拡大のための通知を行う。	各事業所管課に対し、公募委員登用拡大のための通知を行う。		市の審議会等における公募委員の登用の拡大						総務課
6	審議会等の整理統合	既存の審議会等の設立経緯及び関係法令等から調整を図り、可能なものについて整理統合を推進する。	簡素で効率的な行政機構の確立や、経費の節減が図られる。	審議会等の組織化について研究を行った。	審議会等の組織化について研究を行った。		市の審議会等の整理統合の推進						総務課

(4) 行政評価の実施

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
13	行政評価の実施方法の検討	全ての事務事業を対象に行っている行政評価の実施方法について、更に調査・研究・検討を行う。	行政の説明責任の徹底、限られた財源・人材による質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換や行政組織構造の見直しが図られる。	<p>一次評価、二次評価を施策ごとから事業ごとを実施した。 評価の評価項目を「必要性」、「優先性」、「妥当性」、「成果」から、「必要性・妥当性」、「優先性」、「効率性」、「経済性」とした。 担当係長評価を主観的評価から点数による評価とした。 また、砺波市行政改革委員会等へ結果報告を行い評価された事務事業への意見等を得た。</p> <p>■評価結果 一次評価数 279事業 二次評価数 101事業</p> <p>■二次評価の結果 維持することとしたもの 36事業 改善することが適当なもの 56事業 廃止又は休止することが適当なもの 9事業</p>	<p>平成25年度実績</p> <p>■評価結果 一次評価数 273事業 二次評価数 99事業</p> <p>■二次評価の結果 維持することとしたもの 49事業 改善することが適当なもの 44事業 廃止又は休止することが適当なもの 6事業</p>						総務課

3 事務・事業の見直し

(1) 事務・事業の整理合理化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
14	訪問看護事業のサテライト事業所設置	訪問看護事業の利用者増加に対応するため、サービス提供地域を2つにわけ、地域ごとの担当チームで対応するチーム制の導入と、サテライト事業所の設置について検討する。	訪問看護利用者の安全性が高まるとともに、多様化する内容に対応することができる。また、利用者の増加やニーズに対応できる。移動に伴う看護師の負担を軽減できる。	<p>訪問移動などに時間をかけず効率的に実施できるよう訪問時間の調整等を実施した。</p> <p>■平成25年12月末までの月平均利用者数 (111人、前年比11.2%増)(前年99.8人)、訪問回数 496回、前年比13.8%増(前年436回)、事業収入 4,790千円、前年比5.3%増(前年4,550千円)</p>	<p>利用者の満足度を上げ、より効率的で安全なサービスを提供し、かつサテライト運営の参考にするために利用者満足度調査を7月～8月に実施した。(対象者94名、回答者64名、回答率68%) 調査結果に基づき、業務内容の見直しを図り、サテライト事業所設置に向け準備を進めた。</p>						健康センター
15	砺波市地域防災計画の見直し及び防災備品の充実	平成18年度に策定した「砺波市地域防災計画」に基づき災害等の発生に対応できるよう取り組みを進めているが、東日本大震災での対応も参考に、国や県の地域防災計画等の見直しを反映する。また、「砺波市防災計画」と「砺波市災害救助物資備蓄計画」との整合性を図るとともに、災害時の要援護者支援を充実するための福祉備蓄物品の充実を図る。	<p>砺波市内で発生する恐れのある災害等にあらかじめ備えるとともに、予防に努めることができる。</p> <p>福祉避難所の備品を整備することで、災害時要援護者が安心して生活できる体制を図ることができる。</p> <p>また、施設職員を中心に福祉避難所運営訓練及び災害備品取扱研修会を開催することで、災害時には迅速かつ機能的に対応できる能力を身につけることができる。</p>	<p>砺波市防災会議をはじめとした会議において検討を進め、「砺波市防災計画」のうち「一般災害編」と「地震災害編」、「資料編」の見直しを行った。</p> <p>また、市内7つの施設と「災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書」を締結し、そのなかで4つの施設で避難所に必要な備品の整備を進めた。</p> <p>■発電機5台、防雨用コードリール4台、ハロゲンライトセット4台、サークルライト(スタンド三脚付)6台、LEDハンディライト33本、収納式洗えるフロンセット2台、ハンド型メガホン2台、キャリースルーンボックスN7台、赤外線ヒーター(保護シート付)2台、AED(収納ボックス・置台付)1台、ソファベッド4台、石油ストーブ対流型7台、一連梯子1台、ガソリン用携行缶(20リットル)4缶、ガソリン用携行缶(10リットル)1缶</p>	<p>「原子力災害編」について県西部6市による情報交換会を開催し、新たに作成した。また、災害対策基本法改正に伴い、要支援者の避難行動支援についても見直しを図った。 防災備蓄物品については、本部用の飲料水、発電機を整備した。</p>						総務課 社会福祉課

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
16	市営バスの路線等の見直し	平成23年10月のダイヤ改正に合わせ、既存の市営バス4路線とふれあいバス、福祉バスの路線を統合し12路線とする。また、新路線についての効果検証を行い、市民の要望に応える路線変更及びダイヤ改正について検討を行う。	利用者が平成24年8月末現在で前年比104%となるなど、改善が見られるものの、バス停が遠くて利用できない等の課題も見られた。	各自治振興会、福祉施設や学校に対し実施した要望調査の結果に基づき、平成24年10月に路線改正を実施した。 ■平成24年12月末利用者数前年同期比 8%増	平成26年10月の路線改正に向け、各自治振興会、福祉施設や学校に対し、要望調査等を実施した。	→	→	→	→	→	生活環境課
17	観光振興戦略の推進と観光関連事業やイベント等の見直し	平成22年度に策定した「砺波市観光振興戦略プラン」に基づき、毎年、観光関連事業やイベント等の進捗状況や課題、目標の達成状況等の整理及び分析を行い、事業内容の見直しを行う。	砺波市観光振興のため、砺波市観光協会を観光関連事業の推進を担う中心的組織として位置付け、行政及び関係団体との連携を図っている。特に、市民交流を推進され、交流人口の拡大を図った。 ■観光入込客をイベントや観光施設の入場者も含めて、平成21年の163万人から平成27年には180万人となることを目標とする。	砺波ニューグルメメニューの開発、首都圏からのメディア招聘事業、庄東丘陵地エリアの連携推進、市民交流推進、観光リーダー養成事業など、多面的な事業に取り組んだ。 平成24年12月末 ■観光入込客 約165万人（増加傾向にある）	チューリップ公園の通年活用を図るため、実行委員会を組織してKIRAKIRAミッションを開催するとともに、となみブランド認定事業などに取り組んだ。庄川峡観光施設として、外国人観光客にも対応できるよう、小牧公衆トイレを改築した。 平成25年12月末 ■観光入込客 約170万人（増加傾向にある）	→	→	→	→	→	商工観光課
18	類似施設・類似事業の統合	既存の部屋や空スペースを、需要の高い部屋に改修するとともに、他施設で実施している類似講座を集約するなど効率を高める。	職業能力開発センター利用室の数が増えたことにより、施設利用者の用途に合わせて利用室選定の幅が広がった。平成24年4月より庄川いきいき館の事務所をとなみ野サロンへ移転した。これにより、臨時職員を1名減らすことができた。	職業能力開発センターと働く婦人の家（となみ野サロン及び庄川いきいき館）の組織統合及び運営について検討し、平成25年1月から働く婦人の家の教室等は職業能力開発センターへ移行するとともに、同年4月からは施設名称を「砺波まなび交流館」とした。また、働く婦人の家の利用者が勤労青少年ホームを利用することから、勤労青少年ホームの開館時間を午後1時から午前9時に変更した。行政改革推進本部会議において、平成25年度に行政改革市民会議専門部会を設置し、類似施設の統合、廃止及び民営化について検討することにした。	公共施設の適正配置について有識者や市民等から具体的な意見をいただくため、行政改革市民会議に専門部会を設置した。公共施設の適正配置については平成26年度から庄川若者の館、庄川まちかどギャラリー蔵を市が管理運営しないこととし、また、庄川民芸館を収蔵庫として活用することを決定した。 庄川農村環境改善センターの管理費用を、支所管理費に統合し、一施設として一体的に管理することとした。 平成25年4月から、受益者負担の公平性を保つため、講座受講料の見直し、料金統一を図った。	→	→	→	→	→	総務課 砺波まなび交流館 勤労青少年ホーム
19	水道台帳のペーパーレス化	紙ベースの水道台帳の加除を中止し、データ管理のみに移行する。	市民からの問合せ等への迅速な対応を実現するとともに、保管スペースの削減及び台帳作成事務の簡素化が図られる。	水道台帳のペーパーレス化に向け、地理情報システムに順次入力を行った。 平成25年3月末 ■入力件数 16,300件（16,380件中）、新規追加件数 2,000件	水道台帳のペーパーレス化に向け、地理情報システムに随時、新規水洗番号の入力を図った。	→	→	→	→	→	上下水道課
20	保育所及び幼稚園の整備について	砺波市における保育所や幼稚園の整備方針や施設整備計画について意見を述べる。	保育所や幼稚園の偏在や施設の設置ばかりでなく、市が取り組んできた幼保一元化を進めることができる。	平成24年8月に国で制定された「子ども・子育て支援法」について情報収集に努め、今後の進め方について検討している。	有識者と市民等で構成する「砺波市保育所・幼稚園整備計画検討委員会」を設置し、4回の会議を開催し、施設の耐震化等を進めるため、整備方針と施設整備計画について意見をいただいた。	→	→	→	→	→	子ども課
21	子ども・子育て支援事業計画策定について	国の基本方針を踏まえ、砺波市の計画を策定する。また、計画策定のため、ニーズ調査を行い、子ども・子育て会議を設置する。	砺波市における今後の子育て支援事業の方針を定め、計画的な事業実施を進めることができる。	平成24年8月に国で制定された「子ども・子育て支援法」について国・県から新制度についての説明を受け、検討を開始した。	子ども・子育て支援事業計画策定のため住民のニーズ調査を行った。また、砺波市子ども・子育て会議条例を制定し、それに基づき2月、3月に2回「砺波市子ども・子育て会議」を開催した。	→	→	→	→	→	子ども課

(2) 補助金等の適正化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
22	補助金等の適正化	補助金や負担金等について、行政の関与や効果、経費負担の在り方等について検討し、目的が達成されたものや効果が期待できなくなったものについて、廃止、縮小、統合等を行う。	補助金や負担金について常に見直しを行い、スクラップアンドビルドを行うことで、市民ニーズに柔軟に対応することができるとともに、効率的、重点的な事業の実施が図られる。	<p>これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)</p> <p>平成24年度から団体運営補助金を中心に繰越金等の状況に基づく縮減ルールを適用することを決定し、適正化基準を超えて繰り越している団体の補助金を縮減した。</p> <p>平成25年3月末 ■補助金等削減額 954千円 ■縮減ルールに基づく補助金縮減額 21件 703千円</p>	<p>平成25年度の取組状況</p> <p>平成26年3月末 ■補助金等削減額 952千円 ■縮減ルールに基づく補助金縮減額 9件 95千円</p>	補助金等の見直し					財政課 各課
						繰越金等の状況に基づく縮減ルールの導入					
						補助金等の在り方等についての検討					

(3) 民間機能の活用

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
23	指定管理者制度の積極的、計画的な活用	地域活性化や市民サービスの向上等を図るため、引き続き、指定管理者制度の積極的な活用を図る。	地域活性化や市民サービスの向上が図られるとともに、行政経費の節減が図られる。	<p>これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)</p> <p>平成24年度で指定管理期間が終了する以下の施設について指定管理者を公募し、指定した。</p> <p>・砺波市出町子供歌舞伎曳山会館</p> <p>平成25年度3月末 ■指定管理施設 71施設</p>	<p>平成25年度の取組状況</p> <p>水記念公園の指定管理について、平成26年度以降は公園部分と建物施設を一体として指定する。</p> <p>・平成25年度で指定管理期間が終了する以下の施設について指定管理者を公募し、平成26年度からの指定管理者を指定した。</p> <p>・砺波市文化会館、砺波市美術館、松村外次郎記念庄川美術館、庄川水資料館、庄川生涯学習センター、砺波市温水プール、チューリップ四季彩館、砺波チューリップ公園（公募）等</p> <p>・砺波体育センター他20施設については、民間事業者の参入が期待できない小規模施設を含め、各施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成するため、施設の性質や関連性及び類似性、エリア等を考慮した場合、市の社会体育振興施策や関連事業に精通する（公財）砺波市体育協会による一体的な管理が適当であり、公募によらない指定管理者として指定した。</p>	指定管理者制度の積極的な活用					各課

(4) 環境と共生する行政運営の推進

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
24	空き家の有効活用の推進	増加する空き家を有効活用かつ適正に管理するため、空き家利活用の推進を図るとともに、空き家所有者の管理責任を明記した条例を制定する。	空き家の減少による生活環境の向上、景観の保全及び防犯意識の向上が図られる。	<p>これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)</p> <p>空き家再生等推進協議会を設置するとともに、専用ホームページ（空き家情報バンク）を立ち上げ空き家や砺波市の暮らしについて情報発信等を行った。</p> <p>また、空き家所有者の管理責任を明記した条例を制定した。</p>	<p>平成25年度の取組状況</p> <p>専用ホームページ（空き家情報バンク）の登録物件情報を増やすとともに、利用登録者を対象とした空き家見学会を開催し、マッチングの促進を図った。</p> <p>登録状況（平成26年3月末） ■物件登録件数 11件 ■利用登録件数 53件</p> <p>平成25年度実績 ■マッチング件数 7件</p>	市内の空き家の調査（実態把握）					企画調整課 となみ散居村 ミュージアム
						空き家再生等推進協議会の設置					
						空き家等の情報発信					
						空き家に関する条例の制定					
										空き家に関する条例の施行	
25	公用車の一元管理の推進	公用車の一元管理について具体的な検討を行うとともに、運行状況調査に基づき、車両台数の計画的な削減を図る。また、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。	環境への負荷低減が図られるとともに、維持管理費の削減と効率的な車両配置が図られる。	<p>これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)</p> <p>公用車の更新時には環境に配慮した排気量が少なく、燃費がいい軽自動車等の導入を図った。また、平成24年度から共用車の台数増やし一元管理に向けた取組みを進めた。</p> <p>平成25年3月末 ■軽自動車導入台数 4台 ■共用車台数 16台</p>	<p>平成25年度の取組状況</p> <p>公用車の更新時には環境に配慮した排気量が少なく、燃費がいい軽自動車等の導入を図った。また、共用車の台数を増やし一元管理に向けた取組みを進めている。</p> <p>平成26年3月末 ■軽自動車導入台数 4台 ■ハイブリッドカー導入台数 1台 ■共用車台数 17台</p>	行政改革専門部会において検討					総務課 財政課
						公用車運行状況調査の実施					
						公用車の一元管理による車両台数の計画的な削減					
						軽自動車及びハイブリッド車等の導入					

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
26	緑のカーテンの普及	花と緑いっぱいのみち及び地球温暖化の防止に向けた省エネルギーを推進し、夏の暑さを和らげるうえにおいのある環境づくりのため、窓の外のネット等に関する植物を置かせた自然のカーテンを普及する。	花と緑のみちのPRとともに、夏の暑さを和らげることにより、地球温暖化の防止に向けた省エネルギーの推進が図られる。	引き続き「エコライフ・花と緑いっぱい事業」を実施し、地球温暖化防止を推進した。 平成24年度 ■実績件数 151件 1,571千円	引き続き「エコライフ・花と緑いっぱい事業」を実施し、地球温暖化防止を推進した。 平成25年度 ■実績件数64件 778千円	補助金による普及啓発		→			生活環境課
								→	コンテストによる普及啓発		
						調査・研究		→			
27	グリーン購入調達方針の策定	市の機関における環境物品購入の方向付けを行うため、グリーン購入調達方針を策定する。	環境負荷の少ない持続可能な社会の構築とともに、意識の啓発と普及拡大が図られる。	平成25年3月に、関係課と協議を行いグリーン購入調達方針を策定した。	グリーン購入調達方針に基づき、各課において物品購入を始めた。	グリーン購入調達方針策定のための協議		→	グリーン購入調達方針に基づいた物品購入		生活環境課
								→			
28	省エネルギーの推進及びCO2削減の取組みの推進	市が行う事務事業に伴う環境への負荷を軽減するために策定した「地球温暖化防止砺波市役所実行計画」に基づき、電気、ガス、水道や公用車の燃料使用量の削減に努める。また、「砺波市地球温暖化防止計画」の策定について調査、研究を進める。	地球温暖化の防止に向けた省エネルギーの推進と、環境にやさしい行政運営の推進が図られる。	市職員の近距離の移動への積極的な活用を図った。 平成25年3月末 ■電動アシスト自転車利用回数（庁内） 40回	2期実行計画を策定し、新たな温室効果ガス削減目標を定めた。 平成26年3月末 ■電動アシスト自転車利用回数（庁内） 40回	地球温暖化防止砺波市役所実行計画の実施		→	次期実行計画の策定		生活環境課
								→	実行計画の実施		
						砺波市地球温暖化防止計画策定のための調査、研究		→			

(5) 広域連携による政策の推進

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
29	広域連携による事務事業の推進	合理的かつ効率的に事務事業を行うため、事務事業全般について常に見直しを行うとともに、共同処理の推進について検討し、観光と産業が一体となった観光宣伝事業を展開する。	合理的かつ効率的な事務事業を行うことができるとともに、行政経費の節減が図られる。	砺波地域消防組合及び高岡市消防・氷見市消防において、市境界付近の消防及び救急の対応強化や、救急車の直近出動など、常備消防力の強化を図るため、通信指令装置の共同運用を行うことを決定し、平成26年中の本運用を図る。また、平成24年度に、砺波市と南砺市、小矢部市の3市において、医療情報の共有化を図り、患者の治療に役立たせるため、砺波医療圏医療情報連携ネットワークを構築した。今後、運用について協議を進めていく。	指令業務共同運用整備計画に基づき機器の設置が進行中である。12月2日からは仮運用が開始され、平成26年1月1日からは正式運用となった。また、平成24年度に構築した、砺波医療圏医療情報連携ネットワークの平成26年度以降の運用について、協議を進めている。	共同処理事務の推進の検討及び観光と産業が一体となった観光宣伝事業の展開		→			各課
								→	通信指令装置の共同運用の検討		
								→	通信指令装置の共同運用の実施		
						砺波医療圏医療情報連携ネットワークの構築、運用		→			

4 人材育成と職員の意識改革

(1) 人材の育成・確保

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
30	人事評価制度の検討・実施	目標管理制度を活用し、職員の能力や成果を公正に評価する基準を定め、これに基づく新たな人事評価システムを職員団体の意見も踏まえながら検討、実施する。	職員一人ひとりの能力、適性、実績見込みに応じた客観的評価がなされ、適材適所の人事配置や人材の有効活用が図られる。	平成23年度に引き続き、副市長、教育長、部長級職員からなる「勤務評価調整委員会」を開催し、勤務（人事）評価の審査・調整を行った。	継続して人事評価を行った。	人事評価制度の試行実施		→			総務課
						新たな人事評価制度の検討		→	新たな人事評価制度の実施		
31	効果的、計画的な研修の実施	「砺波市人材育成基本方針」に基づき、政策形成能力や創造的能力、専門的知識や技術を有するとともに、新たな課題に対応できる人材の育成に努めるため、総務課において、効果的、計画的な研修を実施し、職場内研修の実施を徹底する。	計画的に政策形成能力や創造的能力、専門的知識や技術を有する人材育成が図られる。 ■職員研修回数を、平成23年度の42回から平成24年度には45回とすることを、また、研修の延参加者数を平成23年度の510人から平成24年度には550人以上の参加とすることを目標とする。	計画的に職員研修を行った。また、平成24年度から砺波市と愛知県安城市の相互理解の促進と商工観光分野の研修交流を図るため職員を派遣した。 平成24年度実績 ■職員研修回数 46回、研修延参加者数 620人	計画的に職員研修を行っている。（平成25年度に防災研修を全職員を対象に実施、その他ハードクレーム・クレーム研修、成長力向上研修、指導力研修等を計画的に実施している）。 平成25年度実績 ■職員研修回数 52回、研修延参加者数 1,280人	砺波市人材育成基本方針の実施		→	効果的、計画的な研修の実施		総務課
								→	職員自己啓発研修の推進		

(2) 職員の意識改革の推進

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
32	職員からの事務改善提案等の募集、実施による改革意識の推進	市民サービスの向上や職員の意識改革を推進するため、職員からの事務改善提案等を随時募集、実施する。	市民サービスの向上が図られるとともに、市民福祉の向上に視点を置いた職員の意識改革が推進される。	職員提案について、平成23年度から継続検討とした分も含めて検討を進めた。 ・改革・事務改善職員提案表彰制度の創設 ・市保有バス運行基準の見直し 平成24年度実績 ■職員提案 43件 ■平成23年度からの継続検討 9件	職員提案について、平成24年度から継続検討とした分も含めて検討を進めた。 平成25年度提案から表彰制度を導入し、優秀な提案に対して表彰を行った。 平成25年度実績 ■職員提案65件 ■平成24年度からの継続検討 14件						職員からの事務改善提案等の募集、実施	総務課
33	自分の地域をよく知るための意識付け	愛着を持って行政を行うこと意識付けを進めるため、職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集を行わせる。	自分の地域をよく知り、愛着を持って行政に取り組むことができる。		平成25年4月より、地区の様々な課題や情報を把握し、また、住民対応に関する研修の場とするため、職員を各地区自治振興会の会議等に派遣した。 平成25年度実績 ■派遣人数 301人(延べ)						職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集	各課
34	窓口サービスの向上	窓口での市民サービスの向上や満足度を高めるため、各課での接遇研修や窓口アンケートを必要に応じて実施するとともに、開庁時間の延長を行う。	職員の接遇について改善が図られるとともに、窓口での市民サービスの向上や満足度が高まることを志向した。	上下水道課については、毎週月曜日に一部業務について窓口受付時間を7時まで延長した。課の統合により、年間を通じて下水道分担金の領収や下水道にかかる相談の受付も開始した。	サービスアップ会議に所属する職員を対象に、接遇に対する課題と現状等の項目のアンケートを実施し、その結果を周知した。						各課での接遇研修の実施 窓口アンケートの実施検討	総務課

5 定員管理と組織機構の適正化

(1) 定員管理の適正化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
35	定員適正化計画の策定及び定員管理等の公表	平成21年度に策定した「砺波市定員適正化計画(後期計画)」に基づき、市民サービスの低下を来さないよう配慮しつつ定員の適正化に努める。	市民ニーズや重点施策に対応した効率的な組織体制が構築されるとともに、人件費の削減が図られる。 ■定員管理について、平成21年4月から平成27年4月までに40人の定員削減を目標とする。	「砺波市定員適正化計画(後期計画)」に基づき定員削減を行った。 ■平成21年4月から平成25年4月までの定員削減数 38人	「砺波市定員適正化計画(後期計画)」に基づき定員削減を行った。 ■平成21年4月から平成26年4月までの定員削減数 42人						砺波市定員適正化計画(後期計画)の実施 適正な人員配置の検討	総務課

(2) 組織機構の見直し

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
36	組織のスリム化	意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営を実現するため、課の統廃合等による組織のスリム化に努める。	課の統廃合等により組織のスリム化が図られるとともに、意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営が図られる。	課の統廃合等による組織のスリム化に努めるため、以下のとおり組織機構等を見直した。 ■平成24年度 ・企画調整課と総務課と広報情報課の3課を2課に統合・分割した(企画調整課と総務課) ・上水道課と下水道課の統合(上下水道課へ) ・観光振興戦略室を班体制に(商工観光課観光振興戦略班) ・庄川支所長を部長級から次長級への見直し	課の統廃合等による組織のスリム化に努めるため、以下のとおり組織機構等を見直した。 ■平成25年度 ・職業能力開発センターを砺波まなび交流館とし、働く婦人の家を廃止した。(教育委員会へ) ・平成26年4月から散村地域研究所を散居村ミュージアムに移転することとした。						行政組織の見直しの検討、実施	総務課 各課

(3) 給与の適正化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
37	能力及び実績を重視した給与制度等の導入	国の基準及び他の地方公共団体の状況等に留意し、一層の適正化に努めるとともに、人事評価が適正に反映される給与制度を導入する。	能力及び実績を重視した給与制度により、職員の能力及やる気を引き出し、事務の効率化が図られる。	平成23年度に引き続き、副市長、教育長、部長級職員からなる「勤務評価調整委員会」を開催し、平成25年度から人事評価を勤労手当に反映させることとした。	「勤務評価調整委員会」を開催し、人事評価を勤労手当に反映した。						人事評価制度を活用した給与制度の導入に向けた検討、実施	総務課

(4) 外郭団体等の見直し、活性化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
38	外郭団体等の安定的な経営の指導	外郭団体等が長期的展望に立った安定的な経営を行うため、一部外郭団体について幹部職員の派遣を行うとともに、専門部会等を設置し経営の指導を行う。	外郭団体等について、長期的展望に立った安定的な経営が確立される。	平成25年4月1日から特例民法法人（移行前の現行の公益法人）が公益財団法人に移行するための手続きを完了した。 ・(財)砺波市体育協会		→	→	→	→	→	総務課
39	土地開発公社保有土地の売却	土地開発公社の健全な経営を確立するため、保有する土地の売却を積極的に推進する。	土地開発公社の健全な経営が確立されるとともに、一層の財政の健全化が図られる。	次年度売却に向け協議を行った。	保有土地を1件売却した。	→	→	→	→	→	財政課

6 財政構造の健全化

(1) 健全な財政構造の堅持

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
40	財政指標に留意した健全な財政運営	「砺波市財政健全化計画」及び「砺波市公債費負担適正化計画」に基づき、健全化判断比率や経常収支比率等の財政指標を見極めながら、健全な財政運営を図る。	健全な財政運営が図られる。 ■実質公債費比率を、平成22年度（3か年平均）の22.2%から平成28年度（3か年平均）には18%未満とすることを目標とする。	新規の起債発行を抑制した結果、「公債費負担適正化計画」による実質公債費比率18%未満を前倒して達成する見込みとなった。 ■平成24年度実質公債費比率（3か年平均）18.5%	新規の起債発行を抑制した結果、「公債費負担適正化計画」による実質公債費比率18%未満を前倒して達成した。 ■平成24年度決算に基づく実質公債費比率（3か年平均）17.2%	→	→	→	→	→	財政課

(2) 市税、使用料等の確保

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
41	電子申告（e L T A X）の推進	電子申告（e L T A X）の推進を図り、申告等の利便性の向上と公平適正な課税に努める。また、電子申告に対応したシステムやソフトの導入について税理士等へ推進を図る。	税理士、法人等の電子申告申請は定着してきており、給与・年金支払報告データやその他の申告書の受入の面でも事務の効率化が図られている。	平成24年度実績 ■電子申告の受付件数 市県民税 1,107件、固定資産税（償却資産）177件、法人市民税 946件 前年比106%	税制改正により国税の調書等の電子的提出義務者は、平成26年1月1日以降に提出する個人住民税の給与支払報告書等の提出においても電子的提出義務者となった。電子的提出が増加し、それに対応した受入環境の整備に努めた。 平成25年度実績 ■電子申告の受付件数 市県民税 1,422件、固定資産税（償却資産）242件、法人市民税 1,117件 前年比 124%	→	→	→	→	→	税務課
42	滞納整理の強化	市税を確保するため、滞納管理システムを導入し、一層の整理強化を図る。また、市の各債権について滞納管理の連携を図ることの調査、研究を行う。	システム稼働により、滞納状況の分析を活かした滞納整理及び分割納付の履行管理などが可能となる。また、事務処理負担の軽減により、作業の効率化と迅速な案件処理が可能となるもの。	滞納管理システム稼働後も、運用とマッチングしたシステム変更を随時行うことにより利便性及び操作性の向上を図った。また、収納システムからのデータ連携等のチェック強化を行い、正確かつ間違いのない納税管理を図った。	滞納管理システムの有効活用により、滞納者の年間滞納処分計画の策定と進行管理、滞納状況調査、滞納者記録の適切な管理を行い、収納率の一層の向上に努めている。また、担当者別に管理している滞納者情報の共有化を進め、滞納整理作業の効率化を図った。	→	→	→	→	→	税務課
43	施設の使用料・利用料及び入館料・観覧料等の見直し	施設の使用料・利用料については利用者の公平な受益者負担の観点から、また、入館料・観覧料等については料金徴収を検討するとともに統一的な取り扱いとなるよう見直しを行う。	利用者の公平な受益者負担が図られる。	平成23年度に実施した改革を、今後も引き続き継続するよう努める。	指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすい環境を整え、市民サービスの向上と行政コストの縮減、市及び指定管理者の事務の効率化を図るため、平成26年度から有料社会体育施設において利用料金制を導入する条例改正を行った。	→	→	→	→	→	各課

(3) 保有財産の有効活用

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
44	未利用地等の有効活用	未利用地等の有効活用を図るため、資産台帳の電子化を図るとともに、民間等への処分や一時貸付等の推進を図る。	未利用地等の有効活用が図られるとともに、財政の健全化が推進される。	未利用地等の一部を売却した。 また、平成24年4月からの財産台帳システムを導入した。 平成25年3月末 ■売却額 8件 22,483千円 ■平成17年度から平成24年度までの未利用地等売却額108,041千円	未利用地等の一部を売却した。 平成26年3月末 ■売却額 5件 6,185千円 ■平成17年度から平成25年度までの未利用地等売却額114,226千円	未利用地等の売却の推進					財政課
45	橋梁長寿命化修繕計画の策定及び推進	「砺波市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成25年度以降、計画に基づき維持修繕を図る。	計画的な維持管理により、利用者への安全、安心を確保するとともに、維持管理コストの低減が図られる。	橋梁点検を実施し、平成24年6月に「砺波市橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。	平成27年度実施に向け、準備を進めるとともに、定期的にパトロールを実施する。	砺波市橋梁長寿命化修繕計画の策定					土木課
46	公園施設長寿命化計画の策定及び推進	「砺波市公園施設長寿命化計画」を策定し、平成25年度以降、遊具の改修を中心に、計画に基づき維持修繕を図る。	遊具や工作物等の計画的な維持管理により、利用者への安全、安心を確保するとともに、維持管理コストの低減が図られる。	「砺波市公園施設長寿命化計画」に基づき、平成25年度より長寿命化工事を実施した。	遊具3公園7基・・・工事完了。 施設1公園・・・工事完了。	砺波市公園施設長寿命化計画の策定					都市整備課
47	公営住宅等長寿命化計画の推進	平成22年度に策定した「砺波市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の耐久性の向上と予防保全的な維持管理を図る。	計画的、予防保全的な維持管理により、公営住宅等の長寿命化と維持管理コストの低減が図られる。	市営住宅三谷団地屋上防水改善工事などを実施し、施設全体の長寿命化を図った。	市営住宅東鷹栖団地1・2号棟給水方式改善工事・・・工事完了。	砺波市公営住宅等長寿命化計画の実施					都市整備課

(4) 公共事業等の見直し

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
48	総合計画等の策定及び推進	「砺波市総合計画」や「砺波市公債費負担適正化計画」に基づき、中長期計画の見直しの下で計画に計上された事業を実施するなど、財政規模に見合った事業を計画的に進める。	財政規模に見合った事業を計画的に進めることにより、行政経費の削減が図られる。	タウンミーティングの開催などにより、本年度を初年度とする「砺波市総合計画（後期基本計画）」の周知に努めた。今後、毎年度ローリングを実施して策定する「総合計画実施計画」において、向こう3か年の財政計画に基づく事業実施に努める。	各課のヒアリングを実施し、緊急度、優先度を見極め、毎年見直しして策定する「総合計画実施計画」において、向こう3か年の財政計画に基づく事業実施に努めた。	砺波市総合計画（前期基本計画）の実施					企画調整課 財政課
49	入札及び契約事務の改善	入札及び契約事務の透明性及び公平性を高めるため、条件付一般競争入札の対象金額の拡大や電子入札の導入等について、引き続き調査、研究を進める。	入札及び契約事務の透明性及び公平性が高まる。	入札参加資格申請の随時受付を開始した。 平成25年3月末 ■随時受付数 37件	平成26年3月末 ■随時受付数 127件	条件付一般競争入札の対象金額の拡大や電子入札の導入等の調査・研究					財政課

(5) 公営企業等の経営健全化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
50	水道事業及び工業用水道事業の経営基盤強化	平成21年度に策定した「砺波市水道ビジョン」に基づき、計画的に施設整備を進めるとともに、独立採算制を堅持し、経営基盤強化を図る。	水道事業及び工業用水道事業の経営健全化が図られる。 ■有収率を、平成22年度の81.25%から平成28年度は84.0%とすることを目標とする。	「砺波市水道ビジョン」に基づき、上中野配水場の更新工事を発注し、老朽設備の更新による維持管理費の縮減と安定給水に努めた。施設整備の財源について企業借入額を2億円近く圧縮し、将来の償還利子負担額の縮減（総額で約5,000万円）に努めた。また、利率5.0%以上の企業債について、公的資金補償金免除繰上償還を実施した。 ■繰上償還額 86,621千円	有収率向上のため継続的な漏水調査及び漏水修理を実施している。 漏水調査については、H25.4月に発注した。48箇所 36m ³ /hの修理を実施した。	砺波市水道ビジョンに基づく事業の推進					上下水道課
51	下水道事業特別会計の企業会計への移行	平成28年度を目途に下水道事業を特別会計から企業会計へ移行する。	下水道事業の経営健全化が図られる。	企業会計への移行を踏まえ、情報等の収集を開始した。	平成26年度、27年度の継続事業として企業会計移行のための予算を計上し、地方公営企業法適用に向けた委託業務に着手する。 平成26年3月に業務を発注した。			企業会計への移行準備			上下水道課

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
52	下水道の経営基盤強化	平成22年度に策定した「砺波市下水道事業中期経営計画」に基づき、経営基盤強化を図る。	■下水道普及率を、平成22年度の69.4%から平成28年度には75.7%に、また、水洗化率を、平成22年度の85.2%から平成28年度には88.8%とすることを目標とする。	「砺波市下水道事業中期経営計画」に基づく、下水道課との経営統合により、従来以上に下水道・下水道の連携に努めた。	北部地区への下水道事業着手に向け、地元説明会を実施し、事業の周知に努めた。水洗化補助金交付による水洗化率の促進に努めた。平成25年度交付自治会は2団体、180,000円となった。	中期経営計画に基づく事業の推進					上下水道課
						次期経営計画のための調査・研究		中期経営計画の中間評価			
										次期経営計画の策定	
53	病院事業の経営健全化	平成20年度に策定した「市立砺波総合病院改革プラン」や「市立砺波総合病院中長期計画」に基づき、収益の確保や経費の節減による効率化等に努め、安定的かつ自立的な経営による良質な医療を継続して提供できる体制の構築を図る。	病院事業の経営健全化により、必要な医療の安定的かつ継続的な提供が図られる。	改革プランの経営効率化は3年連続の黒字決算から達成されたものと考えて、引き続き、病院中長期計画の収支計画に基づき経営効率化を推進した。また、経営改善に係る各執行計画について見直しを行い、実施について検証を行った。	経営改善に係る各執行計画の実施について検証を行った。平成26年度から適用となる新会計基準を踏まえた病院中・長期計画の見直しを進めている。	市立砺波総合病院改革プランの実施		四半期ごとの検証			砺波総合病院
								次期改革プラン（病院中長期計画）の策定			
										次期改革プラン（病院中長期計画）の実施・検証	

(6) 自主財源の確保

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
54	広告料収入による自主財源の確保	ホームページに有料広告を掲載し、自主財源の確保を図るとともに、地場産業の紹介の場を提供する。	自主財源の確保が図られるとともに、地域経済の活性化が図られる。	平成25年3月末 ■ホームページバナー広告契約件数 7件 広告料収入予定額 402千円	平成26年3月末 ■ホームページバナー広告契約件数 6件 広告料収入予定額 244千円	要綱等の整備					企画調整課
								広告主の募集・掲載			
55	企業の誘致促進及び地場産業の活性化	平成24年度に策定した「砺波市商工業振興計画」に基づき、商工業の振興や企業誘致等に取組むとともに、地場産業の活性化を推進する。	市内の未利用地等への問い合わせがあるほか、市内企業への商談がまとまるなどの動きが少しずつ増加してきている。	商工業振興計画を策定するにあたり、商工業施策や企業立地における方策等について意見を聞きながら取り纏めた。また、引き続き、企業訪問や展示会等への市の立地環境をPRするとともに、中京圏へのアンケートを実施し、企業訪問を行うなど、企業の誘致促進を図った。	企業訪問や展示会等にて市の立地環境をPRするとともに、首都圏・中京圏へのアンケートを実施し、北陸新幹線や高速道路網の活用および震災・津波リスクの回避に着目した企業誘致について調査を行った。			砺波市商工業振興計画の策定			商工観光課
										砺波市商工業振興計画の実施・検証	

(7) 経常経費の削減

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
56	経常経費の削減	平成18年度に策定した「砺波市財政健全化計画」に基づき、健全な財政を堅持するため、事務事業等の見直しを行い、補助費や管理的経費の削減を図る。	事務経費の削減並びに効率化が図られ、健全な財政が堅持される。	企画調整課と財政課が連携して「総合計画実施計画」のローリングを実施し、持続可能性を考慮しつつ財政規模の適正化に努めた。 ■平成17年度から平成24年度までの経常経費削減効果額 約1,440,000千円	企画調整課と財政課が連携して「総合計画実施計画」のローリングを実施し、持続可能性を考慮しつつ財政規模の適正化に努めた。	経常経費の削減並びに効率化					企画調整課 財政課 各課
57	委託料の削減	健全な財政を堅持するため、委託方法等の見直しを行い、委託料の削減を図る。	事務経費の削減並びに効率化が図られ、健全な財政が堅持される。	委託方法等の見直しについて検証、検討を行い見直しを行った。 ■平成17年度から平成24年度までの委託料等削減効果額 約586,356千円	委託方法等の見直しについて検証、検討を行い見直しを行った。	委託料等の削減並びに効率化					企画調整課 財政課 各課

7 電子自治体の推進

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成24年度までの取組状況)	平成25年度の取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
58	共同アウトソーシング方式についての調査・研究	県内市町村による情報システムの共同アウトソーシング又はクラウドコンピューティングについて調査・研究を行う。	財政面の負担軽減を図る。	富山県自治体クラウド検討会を設立し、富山市を除く県内全14市町村の情報システムの現状調査を実施し、比較検討した。	平成25年5月に設置された富山県共同利用型自治体クラウド会議において、具体的な協議が進められ、平成27年4月に共同利用型クラウドの運用を開始する方針が決定された。本市においては、昨年度に新システムへ移行したことから、現行システムの更新時期及び先行導入する市町村の動向を見据えながら、参加時期を決定していくこととした。	共同アウトソーシング方式の調査・研究					総務課
										クラウドの参加時期検討	

砺波市行政改革市民会議設置要綱

平成 21 年 6 月 1 日
告示第 93 号

(設置)

第 1 条 行財政制度及びその運営について見直しを行い、簡素で効率的な市政運営を図るため、砺波市行政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、砺波市行政改革の推進に必要な事項について、協議及び検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

(意見の尊重)

第 3 条 市長は、前条の意見を受けたときは、これを尊重するものとする。

(委員)

第 4 条 市民会議は、14 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 行財政改革について優れた識見を有する者 12 人以内

(2) 公募に応募した者 2 人以内

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定めた期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第 2 項第 2 号に規定する者を除く。）は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 市民会議の会議は、市長がこれを招集する。

2 市民会議の会議は、会長がその議長となる。

3 会長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、特定事項について調査及び審議を行い、市民会議にその結果を報告するものとする。

3 専門部会は、10 人以内の委員で組織する。

- 4 専門部会の委員は、市民会議の委員のうち会長が指名する者及び特定事項について優れた識見を有する者のうちから会長の同意を得て市長が委嘱する。
- 5 専門部会の委員の任期は、市長が定めた期間とする。
- 6 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。
- 7 専門部会の会議は、部会長がこれを招集する。
- 8 専門部会の部会長は、必要に応じて、専門部会の委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 市民会議及び専門部会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年7月1日から施行する。
(砺波市行政改革検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 砺波市行政改革検討委員会設置要綱(平成21年5月21日告示第91号)は、廃止する。

砺波市行政改革大綱

平成 2 3 年 3 月
砺 波 市

※平成 2 5 年度 「3 推進体制」について一部改正

目 次

第1	策定の必要性	1
第2	基本的な考え方	2
1	改革の視点	2
	(1) 市民の視点に立った行政の推進	
	(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進	
	(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立	
2	推進期間	3
3	推進体制（平成25年度一部改正）	3
	(1) 行政改革推進本部	
	(2) 行政改革庁内会議	
	(3) 行政改革市民会議	
	(4) 行政改革市民会議専門部会	
第3	具体的な実施項目	4
1	市民との協働による市政の推進	4
	(1) 市民参画・協働の仕組みづくり	
	(2) NPOの育成・ボランティアとの連携	
	(3) 審議会等の見直し・活性化	
2	公正で透明な市政運営	4
	(1) 広報広聴機能の充実	
	(2) パブリックコメント制度の推進	
	(3) 財政情報のわかりやすい公表	
	(4) 行政評価の実施	
3	事務・事業の見直し	6
	(1) 事務・事業の整理合理化	
	(2) 補助金等の適正化	
	(3) 民間機能の活用	
	(4) 環境と共生する行政運営の推進	
	(5) 広域連携による政策の推進	
4	人材育成と職員の意識改革	7
	(1) 人材の育成・確保	
	(2) 職員の意識改革の推進	
5	定員管理と組織機構の適正化	8
	(1) 定員管理の適正化	
	(2) 組織機構の見直し	
	(3) 給与の適正化	
	(4) 外郭団体等の見直し、活性化	
6	財政構造の健全化	9
	(1) 健全な財政構造の堅持	
	(2) 市税、使用料等の確保	
	(3) 保有財産の有効活用	
	(4) 公共事業等の見直し	
	(5) 公営企業等の経営健全化	
	(6) 自主財源の確保	
	(7) 経常経費の削減	
7	電子自治体の推進	11

第1 策定の必要性

砺波市は、平成16年11月1日に旧砺波市と旧庄川町が合併して6年が経過しました。この間合併は最大の行政改革との認識のもとで行財政システムの見直し等を進め、経費の節減、組織・機構の見直し、市民サービスの向上等の行政基盤の強化を図ってきました。

しかしながら、長引く景気低迷の影響、団塊世代の退職、生産人口の減少等による税収の伸び悩みといった厳しい財政環境に加え、将来に向けて、合併に係る特例期間¹の終了による地方交付税の大幅な減少が見込まれるため、安定的な財源の確保が大きな課題となっています。

一方、少子高齢化の進展、情報通信技術の発展や地球温暖化などの環境問題等、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化しており、市民の価値観やニーズの多様化に応じた新たな行政サービスへの需要が高まっています。

また、国・地方自治体の役割を明確にするとともに、地方自治体の裁量の拡大により、地方自治体の自主性・自立性を高める必要があります。

こうした中、地域住民が積極的に地域づくりに参画するシステムを構築することで、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目的とした地方分権一括法等の施行を受け、新たな行政課題や社会経済環境の変化に的確に対応し、市民の視点に立った質の高い市政を推進することが重要となります。

また、市民との協働²を重視しながら魅力あるまちづくりを進めるため、分権型社会の中で自立できる足腰の強い持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

そのためには、常に施策や事務・事業の点検を行うとともに、市民に対する説明責任を果たし、あらゆる分野において従来の考え方や仕事の進め方の根本的な見直しを行うなど不断の行政改革を進め、行政運営の高度化、効率化を進めていかなければなりません。

このような状況の変化を踏まえ、行政改革を積極的・計画的に進めていくための基本方針として、新たな行政改革大綱を策定するものです。

¹ 合併に係る特例期間

合併市町村において、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにする特例措置が適用される期間をいう。

² 協働

市民と行政が、それぞれの立場や特性を認識し、共通する課題の解決や目的の達成に向けて、対等の立場で協力し合うこと。パートナーシップ。

第2 基本的な考え方

1 改革の視点

(1) 市民の視点に立った行政の推進

市民本位の行政を推進するため、市民の視点に立った、市民に親しみやすく分かりやすい仕組みづくりを行うために、縦割りと言われている行政組織構造を見直し、市民のニーズを的確に捉えた施策を進めていきます。

また、積極的な市政情報の提供と説明責任³を果たすことにより、市民との情報の共有化や透明性の向上を図るとともに、市民が施策の形成や推進に参画できるシステムづくりに取り組み、市民との協働による行政運営を推進します。

(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進

少子高齢化の進展や経済構造の変化による経済の停滞、地方分権を加速する国の改革の流れの中で、多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、限られた行政経営資源で「質の高い行政」を実現するために、常に組織及び運営の合理化に努め、簡素で効率的な行政運営を推進します。

(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立

国・地方を通じ、極めて厳しい財政状況の中、高度化・多様化する行政課題に的確に対応し、市民の信頼に込めていくためには、個々の事業ごとに必要性や有効性を検証し、市民と行政の適切な役割分担に基づく事業の重点化や質的充実を図ることで、健全で将来に過大な負担をかけることのない行財政基盤を確立する必要があります。

そのため、明確な将来展望のもと、事業評価手法等により民間経営の視点と発想を取り入れ、スピード・コスト・成果を重視するとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルド⁴を進め、効率的かつ効果的に事業

³ 説明責任

政策の目的・意義・必要性・成果を十分に説明して市民に理解を得るとともに、市民の声を聞いて相互に信頼関係を醸成しながら運営すること。

⁴ スクラップ・アンド・ビルド

老朽化した建物や設備を一度廃棄や取り壊して、その後最新鋭の技術などを生かした新しい建物や設備などに建替えさせることをいうが、ここでは事業や政策の分野でも用いられ既存の事業や政策を廃止して新たなものに変えることをいう。

を推進します。

2 推進期間

本大綱の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3 推進体制

大綱の推進にあたっては、行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組むとともに、行政改革庁内会議や行政改革庁内会議専門部会、また、行政改革市民会議の下に設置される市民会議専門部会で調査研究を行い、その進捗状況を定期的に行政改革市民会議に報告し、意見を求めるものとしします。

また、大綱に基づき、行政改革の具体的な内容を示した推進計画を策定し行政改革を推進します。

行政改革の推進にあたっては、市民の目にも分かり易いものとなるように必要に応じて数値目標を定め、その進行管理を行うものとしします。

(1) 行政改革推進本部

全庁的な改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標の達成に向けて進行管理を行います。

(2) 行政改革庁内会議

行政改革推進本部の指示に基づき、行政改革、事務改善に関して調査研究及び審議し、市長に報告します。

(3) 行政改革市民会議

行政改革の推進に必要な事項について、行政改革について識見を有する者や市民が協議及び検討を行い、市長に意見を述べます。

(4) 行政改革検市民会議専門部会

行政改革に係る特定事項について、市民会議の委員や特定事項について識見を有する者が調査及び審議を行い、行政改革市民会議にその結果を報告します。

第3 具体的な実施項目

1 市民との協働による市政の推進

本市が魅力あるまちづくりによって持続的に発展を続けていくためには、行政と市民とのパートナーシップ⁵を強めることが不可欠です。そのため、まちづくりへの市民の参画を促し、行政と市民の協働により、公平で透明性の高い市政の運営に努めます。

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

市民との協働による市政を一層推進するため、情報開示を積極的に行うとともに、市民が市政に参画しやすい仕組みや制度の整備を総合的に推進します。

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

NPO⁶、ボランティア団体等の市民活動団体等を育成・支援し、協働に向けた環境づくりを推進します。

また、市民のボランティア活動の促進を図るために、既存制度の拡充を図るとともに、時代の変化に応じた制度の見直しや新たな制度の整備を推進します。

(3) 審議会等の見直し・活性化

審議会等については、簡素化・効率化等の観点から整理統合を進めるとともに、市民の市政への参加や市政の透明性の確保を図る重要な手段であることから、市民の意見が幅広く反映されるよう、公募委員の拡大や男女共同参画の推進を図るため女性委員の登用を積極的に図るなど、審議会等の活性化を図ります。

2 公正で透明な市政運営

地方分権の推進に伴い地方自治体の主体的な裁量が拡大していく中で、

⁵ パートナーシップ

2名以上の自然人や法人が金銭・役務などを出資して共同して事業を営む事業体をいうが、ここでは、「協働」と同義語。

⁶ NPO (Non Profit Organization)

非営利組織といわれ、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

市民と情報の共有化を図り、説明責任を果たしていくことにより、公正で透明性の高い市政の運営に努めます。

(1) 広報広聴機能の充実

市政への意見や要望を広く求め、市民の声を活かした行政運営を推進するため、市長への手紙⁷や行政出前講座⁸などによって市民の声を積極的に聴くほか、広報紙、ケーブルテレビ、インターネットなどさまざまな広報手段を活用し行政情報をしっかりと提供するなど、広報広聴活動の一層の充実を図ります。

(2) パブリックコメント制度⁹の推進

市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見や考えを一層行政運営に反映させるため、条例や施策の立案過程において、素案を公表し広く市民の意見を求めるパブリックコメントの推進を図ります。

(3) 財務情報のわかりやすい公表

新地方公会計制度¹⁰による財務書類の公表に加え、特別会計や企業会計を含めた財務会計を分析することで、効率的・合理的な経営管理を行うとともに、財政事情の透明性の向上を図るため、広報紙やホームページ等によりわかりやすく公表します。

(4) 行政評価¹¹の実施

行政の説明責任の徹底、限られた行政経営資源による質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換、縦割りと言われている行政組織構造の見直し等を行うため、行政評価を実施するものとし、その評価の方法に

7 市長への手紙

開かれた市政、市民参加型の市政を推進するため、市民の誰もが市長に対し提言できる制度。

8 行政出前講座

より開かれた市政を推進するため、市の職員が、希望された団体等に出向いて施策等の説明を行う事業。

9 パブリックコメント制度

市政の基本的な計画、制度等を策定する際に、広く市民に素案を公表し、市民等から提出された意見等を踏まえて最終的な意思決定を行う制度。

10 新地方公会計制度

地方公共団体は、総務省の「新地方公会計制度研究会」が示した「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」に沿った発生主義・複式簿記の考え方を導入し、地方公共団体単体及び関連団体の連結ベースでの4つの財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を整備し、公表することが求められている。

11 行政評価

事業の目的を明らかにした上で、目標を数値化する等により管理し、成果を検証することにより、政策、施策、事務事業等を客観的に評価し、その結果を予算や事業計画等に反映する手法。

ついて更に調査・研究を行います。

3 事務・事業の見直し

厳しい財政状況の中にあって、社会環境の変化や高度化・多様化する市民ニーズに伴う新たな行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般について常に見直しを行い、緊急度、優先度等を勘案し、効率的、重点的に事業を実施し、より質の高いサービスの提供に努めます。また、近隣自治体との広域連携による共同事務処理を図ることで事務・事業の見直しに努めます。

(1) 事務・事業の整理合理化

市民ニーズが高度化・多様化している中、前例にとらわれず行政関与の必要性、費用対効果、市民満足度等総合的な観点から、コスト意識を持って事務・事業を点検します。

(2) 補助金等の適正化

各種補助金・負担金については、行政の関与、経費負担のあり方、行政効果等を検討し、必要なものには終期を定めるとともに、目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、廃止、縮小、統合等を見直しを行います。また、新設する場合には、目的を明確化し、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に設定します。

(3) 民間機能の活用

地域活性化に向けた新たな取り組みや、市民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務・事業については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意するとともに、指定管理者制度¹²によって、引き続き優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

(4) 環境と共生する行政運営の推進

大気や土壌の汚染、地球温暖化、森林喪失など地球規模での環境問題が深刻化しており、市が実施する事務・事業においても分別収集等によ

¹² **指定管理者制度**

公の施設の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度。

るごみの減量化及び再資源化、環境に配慮したものを優先的に購入するグリーン購入¹³など環境への負荷低減に努めるとともに、光熱動力の省エネルギー対策を進め環境にやさしい行政運営を推進します

(5) 広域連携による政策の推進

広域連携による既存の事務事業については、社会環境の変化に伴う行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般にわたり常に見直しを行うとともに、周辺自治体と協調することでより合理的かつ効率的な処理ができ、その効果も大きいと期待できる事務・事業については、共同処理の推進を図ることを検討します。

4 人材育成と職員の意識改革

地方分権の推進に伴い、自治体の自主性・自立性や自己責任に基づく施策展開が強く求められています。職員には政策形成¹⁴・法制執務¹⁵などの能力とともに、説明責任を果たすためのコミュニケーション能力や創意工夫、積極的な取組み姿勢が求められており、これまで以上に意識改革や能力向上等の推進に努めます。

(1) 人材の育成・確保

政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成に努めるとともに各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に実施します。また、職員の適性を活かした登用を進める一方、様々な機関との人事交流を図ります。

(2) 職員の意識改革の推進

職員各自が自分の地域をよく知り、愛着を持って行政を行うことが最も肝要であり、そうした意識付けを進めていきます。また、経営感覚とコスト意識を持ち、常に事務・事業の見直しや事務改善に積極的に取り組むため職員提案等の実施による意識改革の推進を図ります。また、多様な経験を持つ人材や専門分野に精通した人材を確保し、新しい視点や

¹³ **グリーン購入**

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷の少ないものを選んで購入すること。

¹⁴ **政策形成**

公共的な解決手法を必要としている課題とそれを実現し解決する手段の組み合わせをつくりあげること。

¹⁵ **法制執務**

立法事務に係る人が法令の立案にあたって心得ておくべき原則や技術のこと。

手法を自ら学び考え行動できる活力と創造性にみちた職員の育成に努めます。

5 定員管理と組織機構の適正化

社会経済情勢等の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズの高度化・多様化により、行政需要の増加が見込まれるため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や事務・事業の見直し、民間委託の推進、ICT¹⁶の活用等により、定員管理の適正化と簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

(1) 定員管理の適正化

職員定数については、市民サービスの低下を来たさないよう配慮しつつ定員適正化計画¹⁷（後期計画）に基づき、職員の適正配置に努めるため、嘱託化や指定管理者制度の拡大、事務事業の民間委託の推進等により、職員数の削減に取り組むほか、社会経済情勢を的確に捉えながら、新たな行政課題や重点施策に対応した職員配置を行います。また、広く市民の理解と協力を得るため、毎年、定員管理の状況を公表します。

(2) 組織機構の見直し

組織機構全般にわたり組織のスリム化を行い、意思決定のスピードアップなど、迅速で弾力的な組織運営ができるよう、各部局等において自己決定、自己責任が機能するような体制づくりを目指します。また、各部署横断的なプロジェクトチームの活用や柔軟な組織内での応援体制の推進を図ります。

(3) 給与の適正化

職員給与については、国に準拠した制度及び運用を基本に給与の適正化に努めており、今後は、職員の能力・実績をより重視した人事評価制度¹⁸の導入を行い給与体系との連携を図ります。

また、諸手当についても、手当の趣旨や支給対象及び支給基準等を精

¹⁶ **ICT (Information and Communications Technology)**

情報・通信に関連する技術一般の総称で、「情報通信技術」と訳される。ICTは、「IT」(Information Technology)に「コミュニケーション」性を加え、通信による情報・知識の共有を念頭に置く。

¹⁷ **定員適正化計画**

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、総務省が地方公共団体に定員の適正化について計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行することとした計画。

¹⁸ **人事評価制度**

1年間若しくは半年等の一定期間の労働に対する評価をし、労働対価又は身分に反映させること。

査し、必要な見直しを行います。

(4) 外郭団体等の見直し、活性化

外郭団体¹⁹等については、設立目的、運営状況などに照らして、市の関与について見直しを進め、独立した法人としての経営責任を明確にした上で、健全な経営を確立します。

なお、公益法人制度改革²⁰に伴い、設立目的、業務内容、活動実態、経営状況等を踏まえて、公益法人²¹又は一般法人²²への移行を進め長期的な展望に立った安定的な経営を指導します。

6 財政構造の健全化

地方分権の動きの中で、地方財政構造は、国庫財源依存型²³から自治体固有の自主財源を確保する制度への移行期にあると考えられます。

こうした状況にあって歳入においては、地方交付税が国の財政不安からこの先の不透明感は拭いきれず、国の財政制度改革に伴う市税等の自主財源確保が大きな課題となっています。

一方、歳出においては、少子高齢化等に伴う社会保障費の伸び等から、今後も義務的経費²⁴の増加が予想されるなど、財政構造の硬直化²⁵が懸念されます。

今後、地方分権を定着させ、活力ある市政を持続的に推進していくため、

19 外郭団体

本市が、基本財産、資本金等の25%以上を出資している法人並びに本市の行政を補完する役割を担う団体として本市が継続的に人的又は財政的な支援を行なっている法人のこと。

20 公益法人制度改革

平成18年6月に公益法人制度改革に関する3つの法律が公布され、現存の公益法人は、平成25年11月末日までに、「一般社団（財団）法人」か「公益社団（財団）法人」への移行をしなければならないという改革。

21 公益法人

ここで表わす「公益法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき県知事が認定した社団法人又は財団法人をいう。公益認定の要件は、公益目的事業支出が全支出の50パーセント以上であることなど17項目ある。「公益目的事業」の定義は、法で定める23事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

22 一般法人

ここで表わす「一般法人」とは、前記した公益法人に認定されない社団法人及び財団法人をいう。

23 国庫財源依存型

地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源があり、後者を「依存財源」という。依存財源の典型は国庫支出金（補助金）であり、地方交付税も国の一般会計を経由してくることもあって依存財源とされる。

24 義務的経費

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費のこと。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。

25 財政構造の硬直化

義務的経費が歳出予算の大きな部分を占めるようになって、弾力的な財政運営が困難になること。

一層の財政の健全化を進め、堅実性や安定性、弾力性の確保に努めます。

また、市税等における新たな財源確保、経常的経費の圧縮、適正規模の市債発行等、「歳入に見合った歳出」を基本に、特別会計・企業会計も含めて健全で安定的な財政基盤の確立に努めます。

(1) 健全な財政構造の堅持

引き続き厳しい財政状況が予想される中で、中長期的な総合計画（財政計画）の策定により財政の健全化判断比率²⁶や経常収支比率²⁷等の財政指標を見極めながら、堅実で効率的な財政運営を行うことで、財政構造の健全化に向けた取り組みを推進します。

(2) 市税、使用料等の確保

市税については、電子申告（e L T A X）²⁸を推進し、公平適正な課税に努めます。また、期限内収納を推進するため、課税客体の適正な把握、口座振替の推進、納税意識の高揚を図るとともに、新たな納税方法の調査・研究を行う等税収の確保に努めます。

一方、滞納整理の強化を進めるため、市の債権についての連携を図るとともに、多重債務者への相談の充実を進めるなどの取り組みを行います。

また、使用料、手数料等については、受益と負担の適正化を図るため、施設の利用状況、維持管理コストなどを検証し、総合的な見直しを行います。

(3) 保有財産の有効活用

未利用地などの資産については、今後の土地利用計画を精査し、その有効な活用を図るために民間等への処分、一時貸付等を推進します。

また、行政財産の使用許可及び貸付けについては、その使用等の目的等に応じて適正な運用を行うとともに、受益と負担の適正化を図ります。

既存の公共施設については、統廃合を含め、その必要性を検証したう

²⁶ 財政の健全化比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が一定基準を超える場合に、財政健全化団体又は財政再生団体に指定し、早期の財政再建を図る制度で用いる比率をいう。

²⁷ 経常収支比率

経常的支出（主に人件費、扶助費、公債費）に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、また経常一般財源の残余はどの程度になるかをつかむための指標をいう。

²⁸ e L T A X（エルタックス）

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムをいう。

えで、計画的な維持管理による施設の計画的な長寿命化を進めるとともに、効率的な活用に努めます。

(4) 公共事業等の見直し

公共事業等については、総合計画に基づいて、より具体的な事業実施計画を策定するなど、財政規模に見合った事業展開を図ります。また、コストの縮減や入札・契約事務の透明性、公平性を高めるため、引き続き調査研究を進め改善を図ります。

(5) 公営企業等の経営健全化

公営企業及びそれに準じる下水道事業については、利用者サービスの向上に留意しつつ、独立採算制を原則として、民間経営手法や外部業務委託導入するなど、一層の経営の効率化・活性化を図り、中長期的な経営計画に基づき健全経営に努めます。

(6) 自主財源の確保

歳入の増加を図るため、地域経済の活性化等による税源の確保や公平で適正な受益者負担の観点から使用料等の見直しを行うなど、新たな自主財源の確保について調査研究を行います。

また、補助金・負担金の適正化など歳出全般について見直し、既存の自主財源の有効活用に努めます。

(7) 経常経費の削減

歳出の抑制を図るため、公共施設は一層の民間的な管理運営を行うとともに、「民間でできるものは民間で」を基本に指定管理者制度の活用や事務事業の民間委託を推進します。

また、各会計における事務費、施設維持管理費や運営費等の経常経費の削減並びに効率化を図り、事業の実施内容等についても、絶えず検証しながら、一層の改善に努めます。

7 電子自治体の推進

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、行政事務のICT化により事務処理の効率化、迅速化を図るとともに、市民サービスのより一層の向上を図るため、個人情報保護や市民の情報格差の解消に配慮しながら、ICTを活用した各種申請・届出手続のオンライ

ン化など各種システムの導入に向けた検討を行い、電子自治体の推進に努めます。

また、情報システムの運用や電子申請システムについて、県及び県内各市町村とともに共同アウトソーシング方式²⁹についての調査・研究を行います。

²⁹ **共同アウトソーシング**

複数の市町村等が共同で電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うことにより、民間のノウハウを活用しながら、低コストで高いセキュリティ水準のもと共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うこと。